

## 子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）について

## 1 権利委員会について

## (1) 設置根拠

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」）第47条

市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。

## (2) 役割

## ① 子どもの権利に関する推進計画に関すること

ア 計画策定についての意見

イ 計画の進捗管理

## ② 子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議に関すること

ア 市の諮問に応じ、調査・審議

イ 権利委員会自らの判断で、調査・審議

## 【参考：条例第47条2項】

権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

## (3) 第一期権利委員会の実施状況

- 市の諮問を受け「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
  - ・ 市議会への取組状況報告（条例の付帯決議に基づく）に向けての事前審議
  - ・ 子どもの権利に関する広報活動についての提言、権利委員会お薦め本のとりまとめ

## ○ 第二期委員会に向けての議論

- ・ いじめや虐待など、子どもの権利が侵害されたことについて話し合った方がよいのではないか。
- ・ 札幌市が条例を制定し何を目指しているのか、主体的な意図を前面に出して広報活動を行うことや、条例を制定して何が変わったのかを示す必要があるのではないか。  
⇒ **子どもの権利の理解を大人・子どもにおいて進めることはもちろんのこと、子どもが安心して過ごせる環境づくりの検討は大切な事項である。**
- ・ 子どもの権利が侵害された個別の事件についても話し合った方がよいのではないか。
- ・ 個別の事件についての検証は別の機関等でも行うので、権利委員会はもっと広い視野でまちづくりや子どもの幸せなどを考えるとよいのではないか。  
⇒ **子ども施策がもたらす個別の事例や事件を審議する場というよりも（別に設ける検討委員会などで行う）、個別の事例や事件の背景にある施策の現状や課題について、検証する場と位置づけている。**

## 2 第二期権利委員会の進め方について

- 重点的に審議すべき事項を委員会で決め、市に対して報告・提言を行う。
- 具体的には、審議事項に関係の深い個別事業・取組の現状・課題や今後のあり方について、評価・検証を行う。審議に応じて、子どもや関係機関との意見交換を行う。
- 委員の任期は2年間であるが、1年を目途に中間報告（提言）を行う。
- 報告・提言に向けた協議とは別に、前年度の取組状況報告（札幌市、子どもの権利救済機関）について、その内容を審議する。